

青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

1 制定理由

「こども誰でも通園制度」は、令和 6 年 6 月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）」により「乳児等通園支援事業」として創設されるとともに、同法による「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」の一部改正において市町村による認可事業として位置付けられた。

これにより、**市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこと**、当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めることとされたことから、本条例を制定するものである。

2 基準となる府令

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」

（令和 7 年 1 月 14 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行、内閣府令第 1 号）

3 主な制定内容（主な条例のポイントは別紙参照）

- | | |
|---------------|---------------------------|
| （1）職員配置に関する基準 | 資格、従事者数 等 |
| （2）設備に関する基準 | 保育室等の面積、調理設備、耐火基準 等 |
| （3）運営等に関する基準 | 安全計画・重要事項に関する規程の策定、食事提供 等 |

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から